



国労西日本

国労西日本本部

NO196

発行責任者 田中 守
編集責任者 羽柴 二郎

安全を守る
職場風土へ
変える先頭に



一、「契約社員から正社員」へは、希望する者を採用すること。職種については、

申二号

「労働協約（二〇一一年九月二〇日締結）乗務員勤務制度等の改正について」

以上

「国労西日本一九五号より継続」

- 三、単身赴任の場合、その期間を二年以内とする。
- 四、鉄道部内については出勤箇所が変更となった場合は、全て転勤の扱いとすること。

IV. 職場環境改善に関する要求

- 一、鉄道部等の安全衛生委員会の設置単位はグループ毎とすること。そして、各設置単位の各労働組合の委員を参加させ、議事の内容（個人情報保護法関係は除く）について公表及び周知すること。また、安全衛生委員会で「職場における心の健康問題」発生原因の分析及び対策を行うこと。
- 二、アスベスト対策について、社員をはじめ第三者に危害が及ばない対策を行いアスベストを全てのところから除去すること。また、社員・退職者に啓蒙を行うこと。
- 三、休養室及び休憩室を休養・休憩する場所にふさわしい設備とすること。

V. パワーハラスメント対策と職場の「いじめ」根絶、「メンタルヘルス」対策の要求

- 一、事故等に絡む事実確認の際は録音等の記録等を取り、「可視化」すること。
- 二、職場における「パワーハラスメント」をなくすこと。また、人権無視、不当な命令を根絶するために、就業規則第二節第一四六条に「部下に対し不法不当な命令及び行為を行った場合」を追加し、職場において

「パワーハラスメント」がおきないように全社員（特に管理 監督層）を対象に教育を行うこと。また、「命令と服従」の企業体質を引き続き改善し、おかしいことはおかしい、悪いことは悪いと言える風通しの良い職場環境及び安全を最優先した規律ある作業環境をつくること。

- 三、労使間で「JR西日本人権擁護委員会」（仮称）を設置すること。そして、「目安箱」及び「イジメー10番」を設置し、この中身について検討を行うこと。
- 四、労働者の救済措置について、不幸にして健康を害し、休業をした場合の労働者を救済するために、上記委員会で「業務上」による起因性が明らかになった場合、その休業発生の日より有給の休暇とすること。

VI. 再雇用制度等の取扱いに関する要求

- 一、年金支給開始年齢まで安心して働けるよう、社員の選択による定年年齢を順次六五歳までとすること。
- 二、適用対象者については、希望者全員を採用すること。
- 三、「再雇用」者を配置する職場を明確にし、本人希望を尊重し雇用場所を確保すること。
- 四、運転適性及び医学適性で運転従事が不可能となった場合、本人の希望する職場（職種）へ異動させること。
- 五、勤務については本人希望を尊重すること。
- 六、私傷病による欠勤は九〇日とすること。

VII. 契約社員の待遇改善等に関する要求

- 本人希望を尊重すること。また、不採用者に対して、その理由等を本人にフィードバックすること。
- 二、更新を希望する者については全員雇用を継続すること。
- 三、勤務については本人希望を尊重すること。
- 四、福利厚生及び年次有給休暇等については社員と同等とすること。（養生休暇・社宅・寮・購入券等）
- 五、職務乗車証を社員と同等とすること。

VIII. 進級・昇職試験制度に関する要求

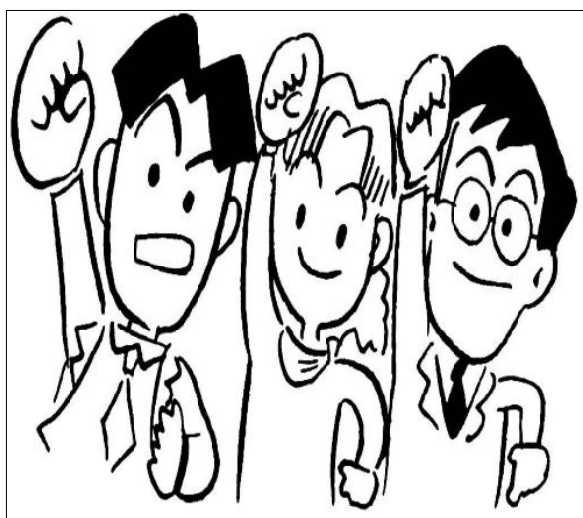
- 一、試験偏重の考え方を改め、進級試験については原則標準年数で合格する仕組みとすること。
- 二、進級試験の専門科目について公正・公平を担保することから試験実施後その試験問題、模範解答、合格基準を開示すること。
- 三、進級試験実施後の不合格者については、本人に対し、否の理由を明確にフィードバックすること。

IX. 制服に関する要求

- 一、制服について、貸与数及び生地等について見直しを図ること。貸与数については、各系統の実態を踏まえて見直しを図ること。
- 二、接客盛夏シャツ着用期間は、全社員ネクタイ不着用とすること。
- 三、長袖シャツについても半袖と同様に「ボタンドダウン」とし、ネクタイ不着用条件を半袖シャツと同様とすること。

- 一、労働時間は休憩時間を除く始業時刻から終業時刻までとすること。また、行先地の時間のうち、折り返し準備時間を除いた時間はすべてC加給の対象時間とすること。
- 二、乗務割交替作成において超勤前提としないこと。一勤務の労働時間は一日所定労働時間内で行路を作成すること。深夜帯の乗務を二時間以上含む場合は一二時間とすること。
- 三、勤務は交番順序表に明示された順序で作成すること。
- 四、勤務については、毎月二五日に翌月分を指定するとともに、翌々月分の休日を指定し、公表すること。
- 五、拘束時間は、一暦日勤務八時間、二暦日は二〇時間を限度とし、事実上二泊三日となるような行路は設定しないこと。
- 六、在宅休養時間については次のとおりとすること。
 - (1) 一勤務終了後は拘束時間を上回る時間を確保すること。
 - (2) 休日前の前後の時間は四四時間とし、連続する場合は六八時間を確保すること。また、休日の前日の退出時刻は一七時まで設定することとし、次の勤務の開始については九時以降とすること。
 - (3) 事故等における列車遅延の場合、次勤務までの在宅休養時間は十分に確保すること。
- 七、二時以降七時以前には始・終業時刻を設けないこと。
- 八、深夜帯に乗務となる行路の出勤時刻は、一〇時以降に設定すること。

- 九. 出勤時刻から到着点呼までの拘束時間を
 - 一 二時間以内、非番となる日は発点呼から退出時刻までの拘束時間を六時間以内とし、退出は午前中とすること。
 - 一〇. 準備時間については、動力車乗務員は乗務前四〇分と乗務後三〇分を、列車乗務員は乗務前六〇分と乗務後三〇分を確保すること。
 - 一一. 折り返し準備時間については、動力車乗務員は乗務前三〇分以上と乗務後二〇分以上を確保し、列車乗務員は乗務の前後三〇分以上を確保すること。
 - 一二. 折り返し準備時間及び準備時間の積算要素を明らかにすること。
 - 一三. 準備時間及び折り返し準備時間は列車の発時刻からではなく、車両の入換・転線開始時刻からとすること。
 - 一四. 出区時の時間は、入換開始時刻又はホーム出区の場合は発時刻から一三分前に積算し出区時間は、車種及び両数を勘案して余裕のある十分な時間を確保すること。また、出入区点検時間は次のとおりとすること。
 - (1). EC・DCⅡ出区は二〇分のほか一両三分(ワンマンカーの場合は一両六分)を加算した時分とすること。入区は一〇分のほか一両一分を加算した時分とすること。なお、交直流電車(ベビコン搭載車)は一〇分を加算すること。
 - (2). EL出区は一両につき三〇分、DL出区は四〇分、入区は一両につき一〇分の時分とすること。
 - 一五. 行先地の休養時間については、到着点呼から発点呼まで連続七時間を確保すること。
 - 一六. 折り返し時間は両数に応じた余裕のある時間を確保すること。
 - 一七. 食事時間は七時、一二時、一八時の前後に着・着六〇分以上を確保すること。
 - 一八. 一勤務の乗務効率は五〇%以下とすること。



- 一九. 一継続連続乗務の限度は運転士・車掌共に二時間以内とすること。
- 二〇. 臨行路は本行路に組み入れられないことやむを得ず組み入れる場合は臨時作業とすること。
- 二一. 訓練日については生活設計を配慮し、二ヶ月前に計画、公表し、希望をもとに指定すること。また、変更の場合の取り扱いが簡素化すること。
- 二二. 訓練は一ヶ月につき、一日の変形七d勤務で行うこと。
- 二三. 訓練を時間外で行う場合は現地までの往復時間を労働時間とすること。
- 二四. 予熱暖房は原則として行なわないこと。
- 二五. 災害時等の勤務は次のとおりとすること。
- (1). 行先地または途中において暦日以上にわたって帰着不能となり乗務(便乗含む)しなかつた場合、すべての時間を労働時間とすること。
- (2). 前泊となる場合は全時間を労働時間とすること。
- (3). やむを得ず長時間の勤務となった場合や睡眠時間が四時間以下になる場合は代替要員を確保すること。代替要員は所要員化すること。

- 二六. 列車の運転時刻については、安全性を向上させるために、余裕時間を設けること。特急列車及び新快速は、最高速度を10km/h下げた運転時分で設定すること。
- 二七. 適性検査については不適となった場合、本人の希望する職種への異動を行うこと。また、本人希望により再受検可能とすること。
- 二八. 運転適性検査及び定期研修については、一日の変形七d勤務とすること。医学適性検査、定期健康診断も同様とすること。
- 二九. 三年毎の定期研修の知識・技能確認の可否は廃止すること。
- 三〇. 乗務員勤務制度三二条を全文削除すること。
- 三一. 運転士、車掌との列車番号知照、無線機通話試験等の時間を確保するため、折り返し準備時間に三分加えること。
- 三二. 特急乗務車掌の準備時間及び折り返し準備時間の積算要素に車発機座席データ出力のため、五分を加算すること。
- 三三. 便列車便乗で入区する場合の準備時間は、駅到着時からではなく、点呼区所への到着時刻からとすること。
- 三四. アルコール検知で泊り乗務が不可となった場合は、二暦日不参としなないこと。
- 三五. 女性乗務員の宿泊施設等を早急に全ての泊地において整備すること。
- 三六. 客室乗務員は運転取扱業務に従事することのないようにすること。
- 三七. 後部確認指定は廃止し、駅係員の配置及び九両以上は車掌の増乗を行うこと。
- 三八. 拠点P区間の速度照査地上子についてはP型とすること。

以上

「がん」の保障 <<生きるためのがん保険Days(デイズ)>>		「生きる」を創る。Afiac			
保険期間: 終身(抗がん剤治療特約は10年更新) 契約年齢: 0歳~80歳、スタンダードプラン 入院給付金日額10,000円の場合		◆月払保険料(団体取扱) (2011年4月1日現在) 生きるためのがん保険Days(デイズ) スタンダードプラン 入院給付金日額10,000円 定額タイプ 保険料払込期間: 終身(抗がん剤治療特約は10年更新)			
初めて診断確定されたとき	がんの場合	一時金として 100万円			
	診断給付金	上皮内新生物の場合	一時金として 10万円		
入院したとき	入院給付金	1日につき	10,000円		
通院したとき	通院給付金	1日につき	10,000円		
手術したとき	手術治療給付金	1回につき	20万円		
放射線治療を受けたとき	放射線治療給付金	1回につき	20万円		
抗がん剤治療を受けたとき (上皮内新生物は対象外)	抗がん剤治療給付金	抗がん剤治療を受けた月ごとに 1カ月 乳がん・前立腺がんのホルモン療法のとき 1カ月	10万円 (すべての保険期間を通じ 通算600万円まで) 5万円		
	プレミアサポート	訪問面談サービスと専門医紹介 (このサービスは、株式会社 法研が提供するサービスです)			
◎詳しくは、パンフレット(契約概要)をご覧ください。		<募集代理店> アベニール株式会社 TEL: 03-3437-6810 FAX: 03-3437-6822 〒105-0004 東京都港区新橋5-15-5 交通ビル3F <引受保険会社> アフロック 東京第三法人営業部 〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル 当社保険に関するお問い合わせ・各種手続き コールセンター 0120-5555-95			
		AF007-2011-0186 4月25日			